

## 法人税実務事例検討

平成 24 年 3 月期において  
貸倒引当金を計上しなかった場合の取扱い新日本アーンストアンドヤング税理士法人 顧問  
税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

会計基準の変更により平成 24 年 3 月期で貸倒引当金を計上しなかった場合、その後の事業年度において、損金経理による貸倒引当金勘定への繰入れが予定されないことから、経過措置の適用はない。

## 事 例

当社は製造を主たる事業とする資本金 2 億円の 3 月決算法人です。当社の製造する製品の主要な顧客は大手メーカーが中心であり、過去において大きな貸倒損失は発生しておらず、平成 23 年 12 月税制改正により貸倒引当金の損金算入が認められなくなることもあり、平成 24 年 3 月期以後は貸倒引当金を計上しないことを検討しております。

平成 24 年 3 月期に貸倒引当金の計上をしなかった場合、どのような影響が生じるのでしょうか。

なお、当社の平成 23 年 3 月期の貸倒引当金の計上金額は 30,000,000 円ですが、税務上の損金算入限度額は 5,000,000 円です。

## I 本事例における法令等の検討

## 1 平成 23 年 12 月税制改正について

平成 23 年 12 月 2 日に公布された平成 23 年 12 月税制改正により、貸倒引当金制度の対象となる法人が限定されます ( 法第 52 )。

- ① 中小法人等
- ② 銀行、保険会社その他これに準ずる法人

- ③ 売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等 ( その法人が有する金銭債権のうち特定の金銭債権以外のものを貸倒引当金の対象債権から除外するとともに、上記①及び②に該当する法人を除く )

上記以外の法人は貸倒引当金制度の対象外となりますが、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については、現行法の損金算入限度額の一定割合の引当等を認める経過措置

が講じられています（改正法附則 13、19）。

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度：  
改正前の規定による損金算入限度額×  
 $3/4$
- (2) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度：  
改正前の規定による損金算入限度額×  
 $2/4$
- (3) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度：  
改正前の規定による損金算入限度額×  
 $1/4$

なお、この改正は、一括評価金銭債権のみならず、個別評価金銭債権についても適用されます。

## 2 改正後の法人税法について

平成 23 年 12 月税制改正後の法人税法の一部を抜粋します。

### （貸倒引当金）

第 52 条 次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年

度終了の時ににおいて当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（個別貸倒引当金繰入限度額）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 省略
- 二 省略
- 三 省略

- 2 前項各号に掲げる内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。以下この条において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（一括貸倒引当金繰入限度額）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

## 3 経過措置について

上記 1 で説明している経過措置について、附則の一部を抜粋します。

### （貸倒引当金に関する経過措置）

第 13 条 法人の平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開

始する各事業年度（次項及び第 3 項において「経過措置事業年度」という。）の所得の金額の計算については、第 2 条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第 52 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第 1 項及び第 2 項中「政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の 4 分の 3 に相当する金額」と、同年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の 4 分の 2 に相当する金額」と、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については「政令で定めるところにより計算した金額の 4 分の 1 に相当する金額」とする。

## II 本事例における取扱いの検討

### 1 平成 24 年 3 月期の貸倒引当金勘定

貴社は会計基準の変更により貸倒引当金を計上しないことを予定しているため、平成 24 年 3 月期において損金経理により貸倒引当金を計上しないものとします。

そうすると、平成 24 年 3 月期において損金算入される貸倒引当金勘定の金額は生じません。

### 2 平成 25 年 3 月期以後の貸倒引当金勘定

貴社は当期において会計基準の変更により貸倒引当金を計上しないことを予定しているため、平成 25 年 3 月期以後においても損金経理により貸倒引当金を計上しないことが想定されますので、上記 I の経過措置の適用もありません。

仮に、貴社が平成 25 年 3 月期で損金経理により貸倒引当金を計上した場合、上記 I 1 (1) のとおり、改正前の法人税法の規定により計算した損金算入限度額の 3 / 4 に相当する金額が損金に算入されることになります。

ただし、貸倒引当金の計上に係る会計基準を頻繁に変更することの合理的な説明が難しいと考えられるだけでなく、結果的に租税負担の軽減が行われているような場合には、租税回避的な行為であると認定されるおそれがあります。

(注) 退職給与引当金が廃止されたときの経過措置では、平成 15 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度においては、税務上退職給与引当金勘定への繰入れが認められず、その事業年度開始の時の退職給与引当金勘定の金額を 4 年若しくは 10 年で取り崩すこととされていましたが、貸倒引当金は毎期洗替処理されるため、各事業年度において旧法人税法の規定により計算した損金算入限度額の一定割合が損金算入限度額となります。

### 3 平成 24 年 3 月期の処理

貴社は平成 24 年 3 月期に貸倒引当金を計上しないことから、平成 24 年 3 月期では、前期に計上した貸倒引当金の取崩処理のみを行うこととなります。

( 貴社 )

【会計処理】

貸倒引当金 30,000,000 円 / 貸倒引当金戻入益 30,000,000 円

【税務処理】

貸倒引当金 5,000,000 円 / 貸倒引当金戻入益 5,000,000 円

【税務修正】

貸倒引当金戻入益過大 25,000,000 円 / 貸倒引当金 25,000,000 円

< 貴社の申告調整 >

【別表 4】

所得の金額の計算に関する明細書		事業年度	23・4・1 24・3・31	法人名	〇〇社
区 分	総 額	処 分			
		留 保	社 外 流 出		
	①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当	円
				そ の 他	
減 算	減価償却超過額の当期認容額	14			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	15			
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」又は「29」)	16		※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)	17		※	
	受贈益の益金不算入額	18		※	
	貸倒引当金戻入益過大	22	25,000,000	25,000,000	

【別表 5(1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	23・4・1 24・3・31	法人名	〇〇社
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③	
		減	増		
	①	②	③	④	
利 益 準 備 金	1	円	円	円	
積 立 金	2				
貸倒引当金繰入限度超過額	3	25,000,000	25,000,000		